

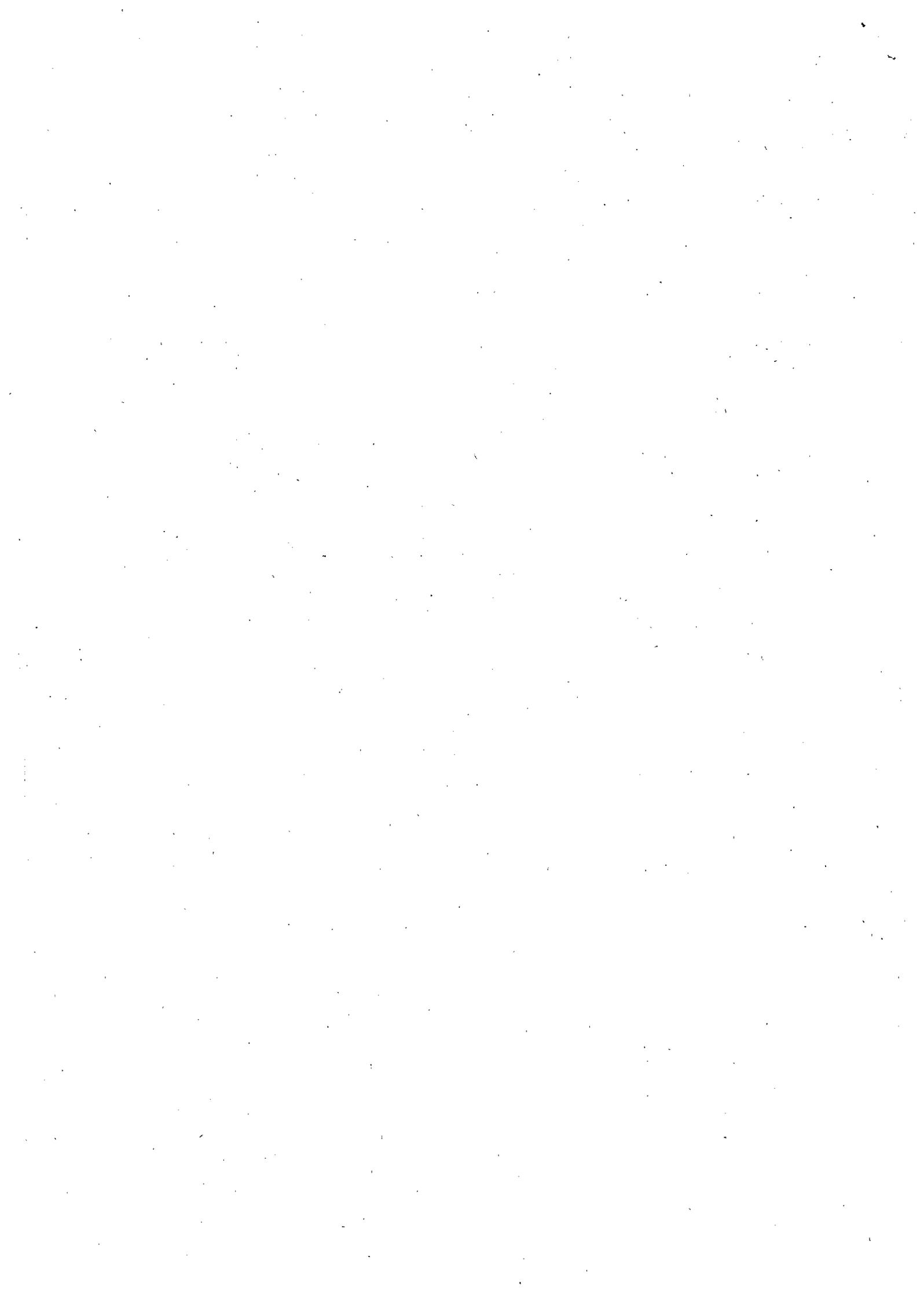
令和3年6月市議会 総務委員会資料

第69号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の概要	1
2 改正の内容	
(1) 個人住民税における国外居住親族の扶養控除の見直し	1
(2) 個人住民税におけるセルフメディケーション税制の見直し	2～3
(3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る 固定資産税等の課税標準の特例措置	4～9
3 長崎市税条例新旧対照表	10～12

理 財 部

令和3年6月



長崎市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の概要

地方税法の一部が改正されたこと等に伴い、次の(1)と(2)について、長崎市税条例を改正する。

- (1) 個人住民税における国外居住親族の扶養控除の見直し
- (2) 個人住民税におけるセルフメディケーション税制の見直し

2 改正の内容

(1) 個人住民税における国外居住親族の扶養控除の見直し

(市税条例第14条、第22条、第25条の3の3、市税条例附則第5条)

ア 改正背景

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外居住で一定以上の所得がある親族でも控除対象とされているとの課題があったことから適用対象者の見直しを図る。

イ 改正内容

「扶養控除」について、その対象となる「扶養親族」から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされた(令和2年度改正)ことに伴い、均等割・所得割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。

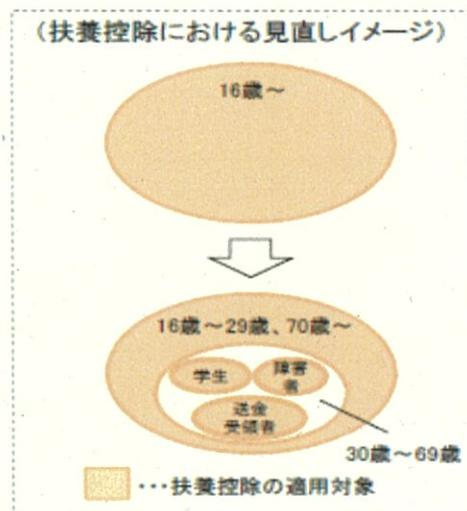
ウ 施行日 令和6年1月1日 (令和6年度課税より適用)

【扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直し(令和2年度改正)】

30歳以上70歳未満の国外居住親族は、次の者を除き、扶養控除の適用対象外とする。

- ・ 留学ビザのコピーを提出した者
- ・ 障害者控除を受けている者
- ・ 送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者

エ 影響見込額 ほぼ影響無し



(2) 個人住民税におけるセルフメディケーション税制の見直し（市税条例附則第6条の2）

ア 改正背景

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備し、医療費の適正化を図る。

イ 改正内容

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合のセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について、対象をより効果的なものに重点化し、手続きを簡素化した上で、適用期間を5年間延長し、令和8年12月31日までとする。

・所要の経過措置を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。

・スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般医薬品で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。

ウ 施行日 令和4年1月1日（令和5年度課税より適用）

エ 影響見込額 ほぼ影響無し

《参考》 制度の概要（セルフメディケーション税制）

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC薬の購入費用の年間1万2千円を超えて支払った額を所得控除するもの。

（控除額の限度 8万8千円）

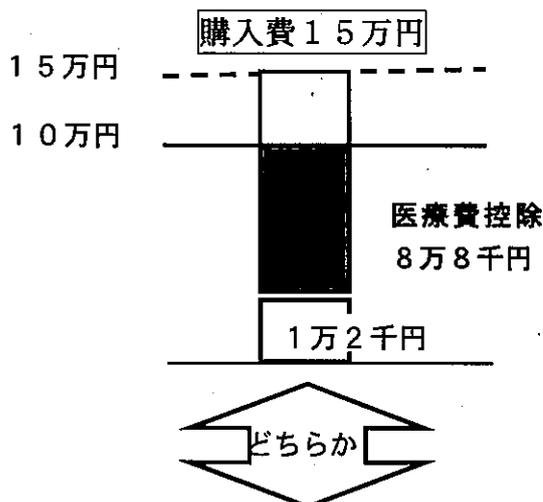
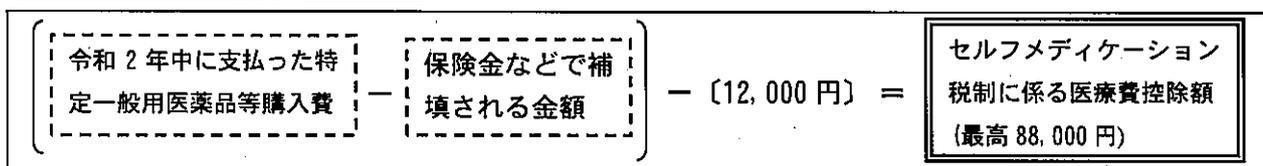
※スイッチOTC薬・要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

【品例】コンタック鼻炎Z、ガスター10、アレグラFX、ロキソニンS、アレジオン10など

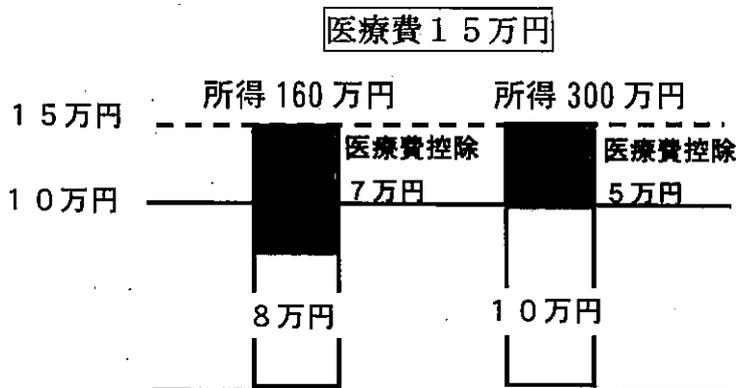
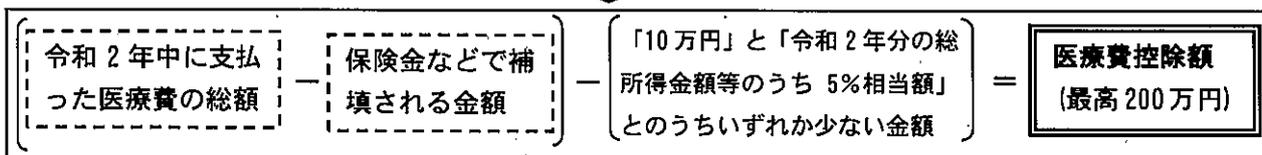
【医療費控除との関係】

本特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用は受けることができない。また医療費控除の適用を受ける場合にはセルフメディケーション税制の適用を受けることができない。

○ セルフメディケーション税制



○ 医療費控除



「10万円」か「所得×5%」の低い方

(3) 地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例)に係る固定資産税等の課税標準の特例措置
(市税条例附則第8条の2)

ア 改正内容

「わがまち特例」の適用期間の延長等が行われたことに伴い、地方税法で定められた範囲内で、市町村が条例により課税標準等の特例割合を定める必要があることから、次のとおり定めるもの。

(ア) 都市再生緊急整備地域において認定事業により取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置(延長)

	税制改正前	令和3年度税制改正後
対象資産	認定事業者が、認定事業により新たに取得した家屋及び償却資産のうち以下のもの ・公共施設(道路、公園、広場等) ・都市利便施設(緑化施設、通路)	変更なし
事業規模(認定要件)	地上階数 10階以上 又は 延べ面積 <u>50,000 m²</u> 以上の家屋 (耐火建築物)	地上階数 10階以上 又は 延べ面積 <u>75,000 m²</u> 以上の家屋 (耐火建築物)
特例割合の範囲	1/2 以上 7/10 以下 (参酌 3/5)	変更なし
長崎市の特例割合	1/2 (最大軽減)	変更なし
取得時期	平成27年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
適用期間	5年度分	変更なし
減収補填	普通交付税 75%	変更なし
軽減実績	なし (令和3年度)	— (令和4年度以降)

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合(1/2)×税率(1.4%)

※都市計画税の税額＝課税標準額×特例割合(1/2)×税率(0.3%)

【特例割合の決定理由】

都市再生緊急整備地域内における都市開発事業に対してインセンティブを与えることにより事業が誘発され、地域経済の活性化、雇用の創出や所得向上につながり、人口の定着や流入促進、税収増加も期待されることから、引き続き、軽減割合が最も高い特例割合を適用する。

なお、現在の認定事業は1件。(長崎スタジアムシティプロジェクト、事業者：(株)ジャパンネットホールディングス)

(イ) 津波避難施設等に係る課税標準の特例措置（延長）

	税制改正前	令和3年度税制改正後
対象資産	①指定避難施設の避難用部分 及び附属設備 ②協定避難施設の避難用部分 及び附属設備	変更なし
特例割合 の範囲	①指定避難施設の避難用部分 及び附属設備 ⇒ 1/2 以上 5/6 以下 (参酌 2/3) ②協定避難施設の避難用部分 及び附属設備 ⇒ 1/3 以上 2/3 以下 (参酌 1/2)	変更なし
長崎市の 特例割合	①指定避難施設の避難用部分 及び附属設備 ⇒ 5/6 (最小軽減) ②協定避難施設の避難用部分 及び附属設備 ⇒ 2/3 (最小軽減)	変更なし
取得時期	平成27年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで
適用期間	5年度分	変更なし
減収補填	普通交付税 75%	変更なし
軽減実績	なし (令和3年度)	- (令和4年度以降)

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合(5/6又は2/3)×税率(1.4%)

※附属設備…誘導灯、誘導標識、自動解除装置、防災用倉庫、防災用ベンチ、非常用電源設備

【特例割合の決定理由】

地震発生後、長崎市に津波が到達するまで約1時間と想定されているが、避難方法としては高台にある避難所等への避難が有効であり、その誘導方策が重要とされている。

現時点では津波避難施設等についての指定や管理協定の締結予定がないこと、また、対象施設として指定や管理協定が締結された場合であっても、施設側の日常的な使用に支障が生じるなどの過度な制限が生じるものではないことから、引き続き、軽減割合が最も低い特例割合を適用する。

(ウ) 企業主導型保育事業に係る課税標準の特例措置 (延長)

	税制改正前	令和3年度税制改正後
対象資産	子ども・子育て支援法に基づく政府の運営費補助を受けた者が事業所内保育事業の用に供する土地・家屋・償却資産	変更なし
特例割合の範囲	1/3 以上 2/3 以下 (参酌 1/2)	変更なし
長崎市の特例割合	1/3 (最大軽減)	変更なし
取得時期	平成29年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
適用期間	5年度分	変更なし
減収補填	普通交付税 75%	変更なし
軽減実績	8件 3,101千円 (令和3年度)	— (令和4年度以降)

※固定資産税の税額＝課税標準額×特例割合(1/3)×税率(1.4%)

※都市計画税の税額＝課税標準額×特例割合(1/3)×税率(0.3%)

【特例割合の決定理由】

本市の待機児童数は、平成31年度以降、年度当初の4月1日時点では発生していないものの、年度途中の10月1日現在においては約100人程度発生している状況にある。

企業主導型保育事業は、この待機児童の解消策として有効な施策であり、当該施設の設置に対して税制上の支援を講じることで事業者が参入しやすい環境を整備するため、引き続き、軽減割合が最も高い特例割合を適用する。

(エ) サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額措置（延長）

	税制改正前	令和3年度税制改正後
対象資産	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定されたサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅	変更なし
要件	一戸あたり床面積 30㎡以上 <u>210㎡</u> 以下	一戸あたり床面積 30㎡以上 <u>180㎡</u> 以下
減額割合の範囲	1/2 以上 5/6 以下 (参酌 2/3)	変更なし
長崎市の減額割合	1/2 (最小減額)	変更なし
取得時期	平成27年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
適用期間	5年度分	変更なし
減収補填	普通交付税 75%	変更なし
軽減実績	8件 5,216千円 (令和3年度)	— (令和4年度以降)

※固定資産税の税額＝課税標準額×税率（1.4%）×（1－減額割合（1/2））

【減額割合の決定理由】

令和2年度末の長崎市のサービス付き高齢者向け住宅の入居率は、長崎市全体で84.6%となっており、供給面で不足している状況ではないことから、引き続き、最も低い減額割合を適用する。

(オ) 先端設備等に係る課税標準額の特例措置（延長）

先端設備等の取得に対しては、平成 30 年度税制改正において軽減措置が講じられたのち、令和 2 年度税制改正（コロナ経済対策分）において、新型コロナウイルス感染症の影響下でも新規に設備投資を行う中小事業者を支援する観点から対象資産が拡充されたが、令和 3 年度税制改正において、それらの軽減措置が一本化されたもの。

	税制改正前	
	平成 30 年度税制改正	令和 2 年度税制改正 (コロナ経済対策分)
対象資産	生産性向上特別措置法に基づく 先端設備等（機械及び装置等）	先端設備等の対象に事業用家屋 及び構築物を追加
特例割合 の範囲	ゼロ 以上 1/2 以下	同左
長崎市の 特例割合	ゼロ（最大軽減）	同左
取得時期	平成 30 年 6 月 6 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで	令和 2 年 4 月 30 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで
適用期間	3 年度分	同左
減収補填	普通交付税 75%	新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金 100%
軽減実績	92 件 25,337 千円 (令和 3 年度)	なし (令和 3 年度)



	令和 3 年度税制改正後
対象資産	先端設備等に該当する機械及び装置、事業用家屋、構築物等
特例割合 の範囲	ゼロ 以上 1/2 以下
長崎市の 特例割合	ゼロ
取得時期	令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
適用期間	3 年度分
減収補填	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 100%
軽減実績	— (令和 4 年度以降)

※固定資産税の税額＝課税標準額×ゼロ×税率（1.4%）

※先端設備等…市が認定した先端設備等導入計画に基づき取得した設備等で、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均 1%以上向上する機械装置、器具備品、構築物、事業用家屋等

【特例割合の決定理由】

新型コロナウイルスの影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等は、終息後の経済回復の重要な要素の一つとなり得ることから、税制面からも支援する必要があるため、引き続き、軽減割合が最も高い特例割合を適用する。

イ 適用年度 令和4年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用

3 長崎市税条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 _____ の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が31万5,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)</u> の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に18万9,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p>
<p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、第20条の額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとす。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 _____ 1,300円</p> <p>(2) [略]</p>	<p>(個人の均等割の税率の軽減)</p> <p>第22条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当する納税義務者に対して課する均等割の額は、第20条の額から、それぞれ当該各号に掲げる額を減額したものとす。</p> <p>(1) 均等割を納付する義務がある同一生計配偶者又は扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)</u> 1,300円</p> <p>(2) [略]</p>
<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族 <u>(控除対象扶養親族を除く。)</u> を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第25条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族 <u>(年齢16歳未満の者に限る。)</u> を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第</p>

1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第23条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____

_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 [略]

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条の2 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第23条の3の規定による控除の適用については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並び

1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、市長が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) [略]

2～5 [略]

附 則

（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第23条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限

る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第13条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 [略]

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第23条の3の規定による控除の適用については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並び

に法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とすることができる。

に法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」とすることができる。